



平成 27 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 江守グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江守 清隆  
(コード：9963、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安麿  
(TEL 0776-36-9963)

### (経過開示) 中国子会社における追加調査に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 10 日付で開示しました「中国子会社における追加調査に関するお知らせ」において、中国子会社にて滞留している売掛債権に係る取引の妥当性に疑義が生じていること及び当該疑義について外部専門家による客観的調査を開始することをお知らせいたしました。疑義が生じた経緯等の詳細についてお知らせいたします。

また、今般、監査法人との協議において、中国子会社における売上の実在性の疑義を新たに認識いたしました。そのため、取引の妥当性の疑義に係る調査は外部専門家が、売上の実在性の疑義については監査の過程において客観的調査をすることといたしました。

#### 1. 取引の妥当性に疑義が生じた経緯と概要

当社は、中国子会社において売掛債権の回収を担保するため、取引信用保険を付保しておりました。対象顧客が実質的に破綻したため、同保険の申請をし、保険会社との間で保険金支払い協議を行っておりました。その過程で保険会社が得ていたとする情報の中に、当該顧客企業が他の取引先から告発や訴訟を受けるなどの違法な取引が存在した可能性及び当該顧客企業の子会社に実態のない会社が存在する可能性を示すものがありました。

監査法人からは、こうした内容に加え、中国子会社の大口顧客との取引が近年増加している一方で、滞留売掛債権についても増加している事実を踏まえると、一般的には不適切な取引が疑われること及び当社子会社の社員が実態のない会社との取引に関与している可能性があることについて指摘を受けました。

監査法人からの指摘を受け、当社は、上記実質的に破綻した顧客に加え、中国子会社の大口顧客である売掛債権額上位 5 社との取引を対象に当該顧客及びその担当をする当社中国子会社社員に不適切な行為が無いかを確認するために自主的な調査を行うことにいたしました。

#### 2. 売上の実在性に疑義が生じた経緯と概要

当社は、平成 27 年 2 月 11 日の監査法人との情報交換の中で、①上記に記載の、申請中の保険（保険金額 636 百万円）が支払われなかったことの経緯等の詳細を改めて報告しました。別途、②コンプライアンス委員会の活動報告として、中国子会社の元総経理※は当該元総経理の

親族が経営していると思われる会社と中国子会社との間で取引を行わせていたことから、現在、コンプライアンス委員会にて調査中であることを共有しました。

※元総経理は、平成 26 年 6 月 26 日～平成 26 年 11 月 18 日 総経理兼江守グループホールディングス株式会社取締役、平成 26 年 11 月 18 日～江守グループホールディングス株式会社取締役。

監査法人からは、①の報告には、売上の実在性の疑義を持たれるとの指摘を受け、②に対しては、単なる社内規則違反だけでなく、当社中国子会社における売上の実在性の疑義及びさらに重大な内部規則違反を疑う必要性を示唆されました。

当社も、上記事象を総合的に判断すると、売上の実在性と重大な内部規則違反を疑わせる事由があることを認識いたしました。

そのため、売上の実在性については、監査法人の監査行為を不正リスク対応基準に従い対応いただきます。

なお、内部規則違反を疑わせる事由については、平成 26 年 7 月に社内通報制度による通知を受け、コンプライアンス委員会にて調査を開始し、平成 26 年 12 月には、外部弁護士事務所に調査を依頼しております。

### 3. 調査内容及び方法

調査は、以下の 3 種類の方法にて取り組みます。

- (ア) 売上の妥当性の調査 主目的：滞留している売掛債権の基礎となる取引の妥当性の調査および検討  
対 象：滞留売掛債権の大きい上位 5 社+保険の支払われない 1 社の社員と担当する当社中国子会社社員  
内 容：対象者への聞き取り調査を行い実態を確認する  
依頼先：外部弁護士事務所(西村あさひ法律事務所上海事務所)  
開始日：平成 27 年 2 月 10 日
- (イ) 売上の実在性の調査 主目的：徹底した調査に則った実在性の検証  
対 象：江守中国 5 社  
内 容：「監査における不正リスク対応基準」に従った監査  
依頼先：監査法人 (KPMG 上海) の重点項目として行う  
開始日：平成 27 年 2 月 11 日
- (ウ) 重大な内部規則違反調査 目的：コンプライアンス違反の発見と処分。中国国内のコンプライアンス体制と内部統制の強化  
対 象：コンプライアンス窓口に通報のあった者 (特に、元総経理 (=社長) を含めた幹部)  
内 容：客観的証拠や証言などによる事象の裏づけ調査  
依頼先：内部コンプライアンス委員会+外部調査機関 (西村あさひ法律事務所上海事務所)

開始日：継続中（当件に関しては、平成 26 年 9 月頃）

#### 4. 日程

各調査は既に開始しておりますが、完了は2月末を目処としております。監査の日程には、影響を与えないように進めるつもりでおります。

調査結果については、(ア) 調査が完了次第ご報告の予定です。(イ) 通常の監査報告の中に反映し、一部の結果は開示します。(ウ) プライバシー保護に反しない形で一部は開示、必要な処分等で対処する予定です。

#### 5. 業績等への影響について

業績への影響については、過年度決算への影響も含めて、現在、調査中です。判明次第、お知らせいたします。

以 上